

■評価対象事業所

対象事業所 … 保育所、児童館、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、障害者・児施設

老人保健施設、老人福祉施設、自立支援ホーム、ファミリーホーム、児童自立支援施設

■評価機関

特定非営利活動法人 JMACS

〒790-0011

松山市千舟町六丁目1番地3 チフネビル501

電話 089-913-0415 FAX 089-913-0348

ホームページ <http://jmacs.jp/> メールアドレス info@jmacs.jp



JMACS の理念

NPO法人JMACS(ジェイマックス)は平成13年に松山市在住の女性たちで結成された団体です。各分野の様々な職種の女性たちが、幼児から高齢者までの豊かな生活空間はどうあるべきかを考え、追求するために活動を続けてきました。「個人の尊重」と「人格の尊厳保持」を理念として誰もが安心して暮らせる社会を目指し、福祉サービスの第三者評価事業に取り組むことになりました。

これまでの経験を活かし生活者の視点に立った評価を目指しています。

第三者評価をぜひ私たちに任せください。

JMACS 活動の歩み

- 平成13年 NPO 法人格取得
- 平成14年 快適な老後を過ごすための講演会 6回開催
愛媛国際環境福祉フェア参加 「自分たちで作る快適な老後」 シンポジウム
- 平成15年 芸術療法講座 全8回開催 NHK 文化センター
- 平成16年 公園ボランティア養成講座 全10回開催 「松山市市民活動支援事業」
音楽療法の紹介講座 全6回開催
- 平成17年 グループホーム外部評価事業開始
- 平成18年 「介護サービス情報の公表制度」調査機関としての業務開始
松山市桑原に新築された遊友ホールで子どもたちの居場所づくり事業をスタート
- 平成19年 松山市桑原で民間の学童クラブ キッズ☆デイサポート遊友学舎をスタート
福祉サービスの第三者評価事業 評価機関としての活動を開始
愛媛県提案型パートナーシップ推進事業「子ども虐待予防のための子育て支援者基礎研修協同事業」実施
- 平成21年 愛媛労働局介護雇用管理改善委託事業「介護現場における教育訓練等職員の代替人員補充モデル事業」及び経営者のための意識改革セミナー実施
- 平成23年 通所介護事業所への第三者評価モデル事業実施
子育て支援者向け体調不良児支援事業実施
(愛媛県地域連携・提案型雇用創出事業)
- 平成24年 キッズ☆デイサポート遊友学舎を松山市放課後児童健全育成事業に申請・受理

福祉サービス第三者評価 のご案内

【愛媛県認証評価機関】

ジェイマックス
特定非営利活動法人JMACS

■福祉サービスにおける第三者評価とは

福祉サービスにおける第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。

☆福祉サービス提供事業者の格付けや順位付けをすることが評価の目的ではありません。

■受審の効果

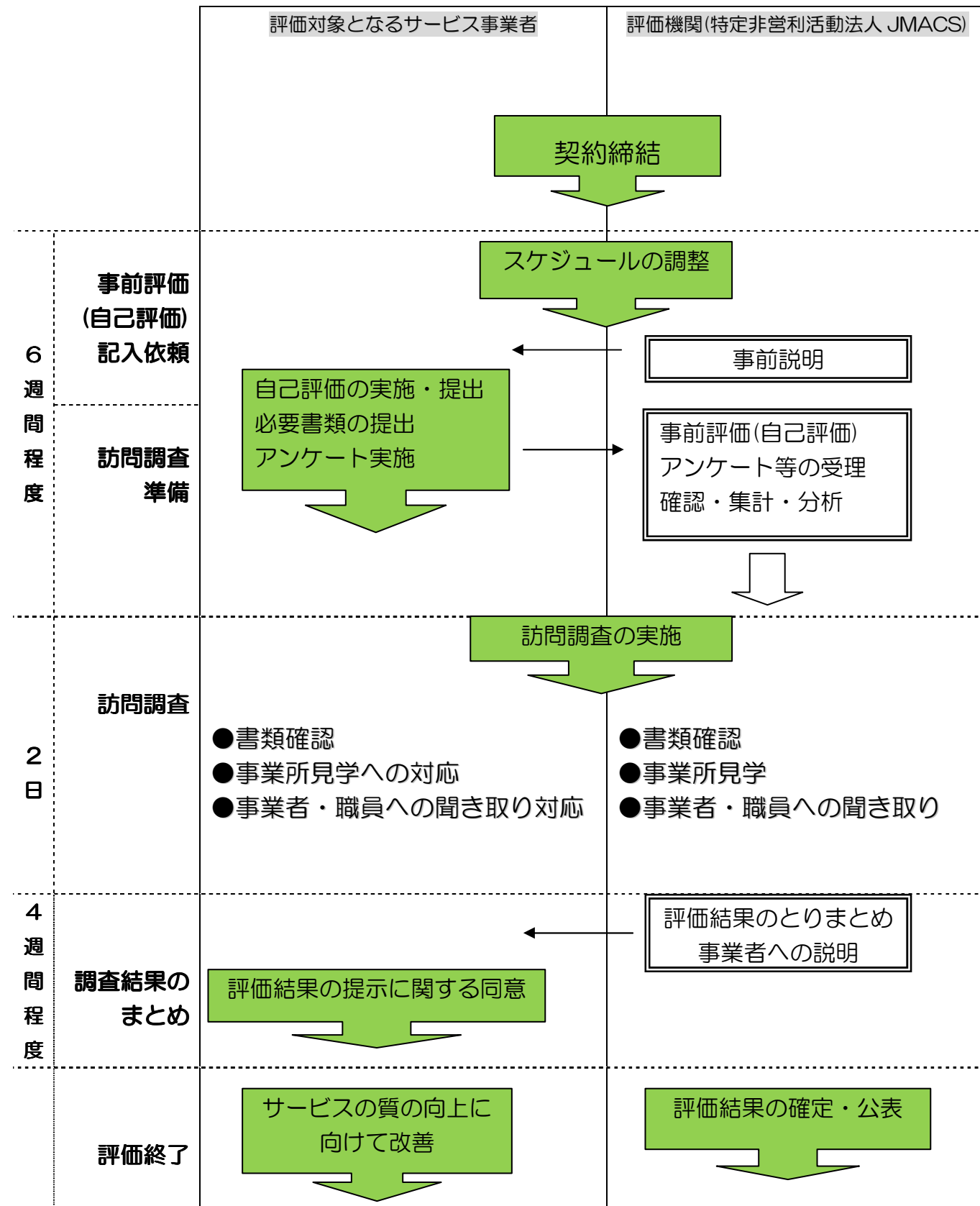
第三者評価のプロセス(職場での自己評価、訪問調査等)を通して、職員の気づきの力、サービスの改善点、課題の共有化が深まります。

社会的養護関係施設の受審・評価結果の公表が義務化されました!

平成23年7月に厚生労働省で「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。これを踏まえ、児童福祉施設最低基準が一部改正され、平成24年度から、社会的養護関係施設では、3年に1回以上の受審と評価結果の公表が義務付けられます。義務付けられる社会的養護関係施設は、以下の5種類の施設です。

児童養護施設 ・ 乳児院 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 母子生活支援施設

福祉サービス第三者評価の流れ



評価結果の公開は
<http://www.pref.ehime.jp/h20100/fukushi-hyouka/index.htm>

■自己評価に取り組む意義

- 組織運営やサービスの質を見直すことによって新たな気づきを得られる。
- 事業者全体でサービスの質の向上に取り組むきっかけを得られる。

自己評価は職員個人の取り組みを基礎としながら、チームや施設・事業所全体での議論を経て、その課題等が共有化されることが重要です。

第三者評価の目的は、施設・事業所のサービスの質を向上させることです。第三者評価で改善策等を見出し、実際の改善の取り組みにつなげていくことが重要です。



■訪問調査について

評価調査者（通常2名程度）がうかがい評価項目等について聞き取りをします。訪問調査は2日間。事前にスケジュールが提示されます。訪問調査では施設・事業所の見学をはじめ、自己評価や事業計画等、事前に提出した資料をもとに様々な質問などのやりとりが展開されます。また、利用者に対して事前にアンケートを実施し、評価の参考資料となります。



■評価調査者について

実際に事業所を訪問して調査を行うスタッフを「評価調査者」といいます。

評価調査者は

- ①組織運営管理者(3年以上経験者)又はこれと同等の能力を有している。
- ②福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者(3年以上経験者)又はこれと同等の能力を有している。

のいずれかの資格を有し且つ愛媛県及び全国社会福祉協議会が実施する「評価調査者養成研修」を受講した者3名で構成します。

評価結果が1人の評価調査者のみの判断とならないよう、取りまとめは複数の評価調査者による合議を行います。

このように、評価結果の客観性を確保する取り組みを進めています。また、評価調査者は、自らの専門性、客観性を高めるため、常日頃から福祉制度の動向を把握するとともに、「評価調査者継続研修」や所属する評価機関の研修に参加し、評価調査者自身の質の向上に取り組んでいます。



■評価結果の活用の意義

- 施設・事業所が行う福祉サービスの質の向上のための取り組みが明らかになる。

施設・事業所が評価活動を通して、サービスの改善に取り組んでいることを、利用者や家族、地域住民等へ周知することが重要です。その際には、ホームページや機関紙への掲載だけでなく、報告会等を開催することで、取り組みへの理解がより深まります。